農業者物価高騰対策緊急支援事業実施要領

令和6年2月19日 八農第1244号

第1 目的

物価高騰による負担増に直面する市内農業者への影響緩和と地域農業の維持を図るため、 経営規模に応じた給付金を給付するとともに、農業生産に必要不可欠な共同用水ポンプの電 気料金に係る負担軽減を行う。

第2 定義

この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は当該各号に定めるところによる。

(1) 販売農家

八幡市に住所か事業所があるとともに、1年間の農産物販売金額が50万円以上又は 経営耕地面積が30a以上の農家

※経営耕地面積: 申請者が経営する耕地(田、畑及び樹園地の計)の面積をいい、 申請者が所有している耕地のうち貸し付けている耕地と耕作放棄 地を除いたもの。

(2) 地域農業担い手認定者

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、八幡市長から認定農業者(法・市)として認定されている者

第3 事業の内容

本事業の事業内容、給付対象者、給付金の額、給付要件等については、別表1・2のとおりとする。

第4 事業の実施等

給付申請等

- (1) 給付金の給付を受けようとする者は、事業内容に応じ、給付金給付申請書兼請求書(別 記様式第1号、第2号又は第3号)を別に定める期日までに市長に提出するものとする。
- (2) 市長は、申請があったときは遅滞なく内容を審査の上、適当と認めたときは給付を決定し、当該申請者に対し給付金を給付するものとする。この場合において、市長は、申請者が指定する口座への振込みをもって通知に代えるものとする。なお、この際、市長は必要に応じ現地調査等の審査を行い、申請の内容に係る事項につき修正を加え、給付することができる。
- (3) 前項の規定による給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能があり、市長が確認に努めたにもかかわらず申請書の補正が行われず、申請・受給権者の責に帰すべき事由により給付ができなかったときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

2 申請が行われなかった場合の取り扱い

市長が広報等により給付金の給付の申請について周知を行ったにもかかわらず、給付対象者から第4の1の(1)に定める期日までに申請書の提出が行われなかったときは、対象者が給付金の給付を受けることを辞退したものとみなす。

第5 給付金の給付の取消し等

給付の決定の取り消し

市長は、第4の1の(2)の規定による給付金の給付の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に係る給付金の給付の決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請その他不正の手段により給付金の給付の決定を受けたことが判明したとき。
- (2) 前号に掲げるものの他、市長が給付金の給付の決定を取り消すべきであると認めるとき。

2 給付金の返還

市長は、前項の規定により給付金の給付の決定を取り消したときは、既に給付した給付金について期限を定めて、その返還を命じることができる。

第6 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に 定める。

附則

この要領は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。

別表1

事業種目	農業経営緊急支援給付金給付事業
事業内容	物価高騰による負担増に直面する市内農業者への影響緩和と地域農業の維
	持を図るため、経営規模に応じた給付金を給付する。
	① 販売農家給付金
	② 地域農業担い手認定者加算給付金
給付対象者	①販売農家
	②地域農業担い手認定者
給付金の額	① 1給付対象者当たり10,000円
	② 令和5年度末の利用集積面積に300円/aを乗じた額
	ただし、千円未満の額は切り捨てにするとともに、給付額の上限は
	50,000円/者とする。
	なお、①と②は重複して給付することができる。
給付要件	・誓約事項のすべての項目に確約・同意すること。
	・市税の滞納がないこと。また、その確認のために、市職員が申請者の市税
	の収納状況を確認する場合があることに同意すること。

別表2

事業種目	農業用水共同ポンプ電気代緊急支援給付金給付事業
事業内容	農業用水共同ポンプの電気料のうち令和3年からの上昇分の一部に
	対し給付金を給付する。
給付対象者	市内に住所を有する農業用水共同ポンプの管理運営団体
対象経費	令和5年4月から同年12月までの間に使用された農業用水共同ポン
	プの電気料と、令和3年4月から同年12月までの間に使用された農
	業用水共同ポンプの電気料との差額
給付金の額	(令和 5 年の電気料―令和 3 年の電気料)×1/2 以内
	ただし、千円未満の額は切り捨てとする。
給付要件	共同ポンプ毎の受益者が3戸以上であること